



別表第7 厚生労働省が定める疾病等

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患 【進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がII度またはIII度のものに限る】
多系統萎縮症 【線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群】
プリオൺ病
亜急性硬化性善脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髓性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7）にある疾病や状態に該当すれば、週4日以上、かつ、1日2～3回の難病等複数回訪問看護での利用ができます。

また、**介護保険に申請し、要支援・要介護の介護認定を受けても、この厚生労働大臣が定める疾病等に該当すれば、医療保険の訪問看護となり、週4日以上、かつ1日に2～3回の複数回訪問看護の利用ができます。**